

-経営承継円滑化法-

【認定支援機関における特定事業用資産等
の確認の事務指針】

令和4年4月改訂

相続税・贈与税に関する取扱い等につきましては、国税庁HP・税務署等でご確認ください。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○贈与による特定事業用資産の移転に関して確認すべき事項について

【はじめに】

本マニュアルは、経営承継円滑化法第12条第1項の認定の申請を円滑なものにするため、個人事業者を支援する認定支援機関における特定事業用資産等の確認に係る事務のガイドラインを示すものです。認定支援機関の行う事務の要領を参考までに提示するものですので、関係法律、政令、省令の規定等を確認の上、支援対象者における業務の内容、実態など個別具体的事情に沿った十分な検討を踏まえて、確認を行ってください。

【認定支援機関による確認】

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度」の前提となる経営承継円滑化法の認定申請にあたっては、**以下の事項につき、認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面（表1）を添付書類として求めています（施行規則第7条第10項第6号（当該規定を準用する場合を含みます。））。**

1. 後継者が贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、先代事業者（生計一親族等を含みます。）が所有し、かつ、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。
2. 後継者が当該特定事業用資産のうち納税猶予制度の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。
3. 後継者が当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行っていること（後継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、承継した事業と当該他の事業とを区分整理していること。）。

次頁以降で、具体的な確認内容について、説明します。

（表1）【特定事業用資産の移転等に係る認定支援機関の確認書】

特定事業用資産の移転に係る認定経営革新等支援機関の確認書		年 月 日
都道府県知事 殿		
認定経営革新等支援機関名は、●○●様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第7号の事由に係るものに限り、●○●様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。		
		ID番号 所在地 認定経営革新等支援機関名 電話番号 代表者の氏名
1. 確認を受ける個人事業者について		
個人事業承継者の氏名		
個人事業承継者の住所		
2. 特定事業用資産の確認について		
確認内容	確認結果	
先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有していたものに限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、先代事業者が有していた共有持分の全部）（*1）の取得がされているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 贈与契約書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 遺言書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	いいえ
上記の確認につき、当該個人事業者に対して、内容を証する方法が確認できたか。	はい 【確認方法】	いいえ

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○贈与による特定事業用資産の移転に関して確認すべき事項について

《認定支援機関における特定事業用資産の確認事項について》

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予」の前提となる経営承継円滑化法の認定申請にあたっては、以下の事項につき、認定支援機関の確認を受ける必要があります。

1. 後継者が贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、先代事業者（生計一親族等を含みます。）が所有し、かつ、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。

先代事業者が所有していた特定事業用資産のうち、**承継をしようとする事業の用に供していたものが全て贈与されているか確認**をする必要があります。

【確認の方法】

①先代事業者が所有し、事業の用に供していた「**特定事業用資産の明細（表2）**」※を作成していただきます。※複数の事業を有する場合は事業ごとの明細

②認定支援機関は、申請者が作成した特定事業用資産の明細に記載されている特定事業用資産が正確か、記載漏れがないか等を、「**確認方法のチェックシート（表3）**」を用いて、**青色申告決算書、固定資産税課税明細書、償却資産課税台帳等により確認**してください。

③**承継をした事業に係る特定事業用資産の「全て」の移転※が行われているかを贈与契約書、先代事業者及び後継者の帳簿書類等により確認**してください。

※承継をした事業に係る特定事業用資産の「一部」のみ移転をしている場合には、要件を充足しないため認定を受けることができません。なお、特定事業用資産以外の事業用資産（棚卸資産など）については確認をする必要はありません。

（表2）【特定事業用資産の明細】

（別紙）特定事業用資産の明細について						
施行規則第1条第29項第1号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	面積（㎡）	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
施行規則第1条第29項第2号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	延床面積（㎡）	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無

（記載要領）

「施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について」のうち地方税法第341条第4号に規定する償却資産については、同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録されている事項を記載する。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

(表3) 【確認方法のチェックシート】

3. 確認方法のチェックシート

区分	確認方法
特定事業用資産のうち宅地等の確認方法	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち建物の確認方法	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし

2. 後継者が当該特定事業用資産のうち納税猶予制度の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。

贈与を受けた特定事業用資産のうち、**納税猶予の適用を受けようとする※特定事業用資産の全てを事業の用に供している又はその見込みであるかを確認**する必要があります。

※その事業に係る特定事業用資産の全てを取得する必要がありますが、納税猶予の適用を受けるか否かは各資産ごとに選択することができます。

【確認の方法】

後継者が作成をした帳簿書類及びヒアリング等により確認してください。

3. 後継者が当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行っていること（後継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、承継した事業と当該他の事業とを区分整理していること。）。

後継者は**特定事業用資産に係る事業の取引を記録し、帳簿書類の作成を行っているか確認**をする必要があります。

また、**後継者が、既に別事業を行っている場合には、承継した特定事業用資産に係る事業と、当該別事業とを区分して帳簿書類を作成しているか確認**をする必要があります。

【確認の方法】

後継者が作成をした帳簿書類及びヒアリング等により確認してください。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○特定事業用資産とは

「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業※¹の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※^{2, 3}をいいます。また、「特例事業用資産」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「特例受贈事業用資産」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上、面積制限はありません。

① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

③ 減価償却資産

- 固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）
- 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等
- その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、取得価額500万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

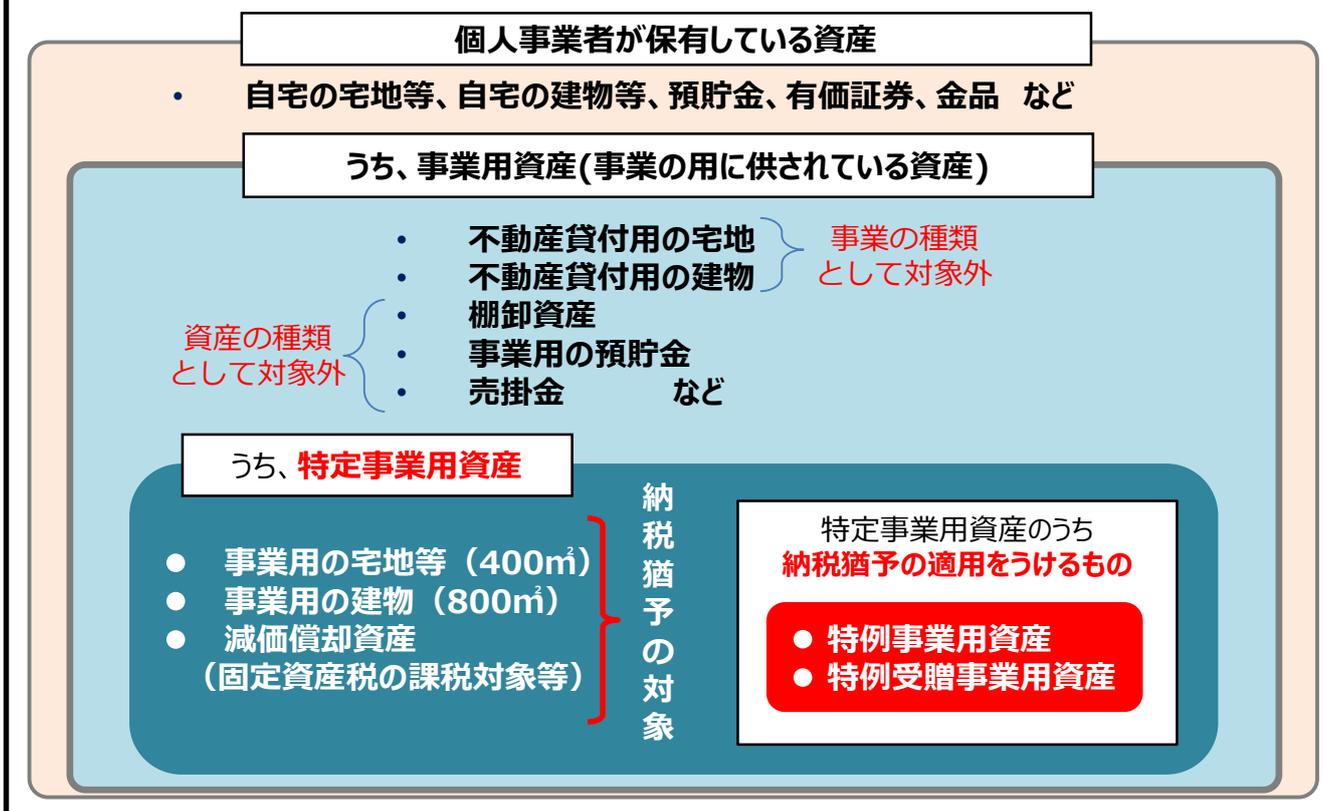
※ 1 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。

※ 2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含まず。

※ 3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。

※ 4 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、不動産貸付業に該当しません。

※ 5 先代事業者の営む事業に従事する使用人の寄宿舍等（先代事業者の親族のみが使用していたものを除く。）の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、特定事業用資産に該当します。



認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○特定事業用資産の確認に関して作成する書類（確認書）について

特定事業用資産に関する確認に当たっては、以下の確認書を作成してください。
 なお、確認書のひな型等は中小企業庁ホームページに掲載しております。

特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

都道府県知事 殿

確認をした年月日を記載してください。 → 令和○年○月○日

認定経営革新等支援機関名は、○○○○様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第○号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、○○○○様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

第一種贈与:第7号、第二種贈与:第9号

認定支援機関ID番号
 所在地
 認定経営革新等支援機関名
 電話番号
 代表者の氏名

代表者欄に記入する氏名は、認定支援機関における内部規定等により判断してください。

1. 確認を受ける個人事業者について

個人事業承継者の氏名	
個人事業承継者の住所	

2. 特定事業用資産の確認について

確認内容	先代事業者から特定事業用資産の全てを取得したことを確認した書類を選択してください。	確認結果
先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有していたものに限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、先代事業者が有していた共有持分の全部）（*1）の取得がされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 贈与契約書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 遺言書 <input type="checkbox"/> その他()	はい いいえ
移転した事業用資産が特定事業用資産に該当すること、承継をする事業に係る特定事業用資産の全てを移転していることについて、どのように確認したのか記載をしてください。 また、住宅兼店舗のように、一部の資産が事業用と家事用で併用されている場合は、どのように按分されているかを確認した方法を記載してください(例:事業者からヒアリングにて、建物の1階部分を事業用、2階部分を家事用として利用していると確認した。)。	はい 【確認方法】 (2019年5月15日に訪問し、贈与契約書及び先代事業者の青色申告書を確認。また、事業用と家事用資産の按分方法を確認)	はい いいえ
上記の確認につき、当該個人事業者に対して、内容を証する方法が確認できたか。	後継者が取得をした特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産の全てを有しており、自己の事業の用に供していることについて、確認した方法を記載してください。	はい 【確認方法】 (事業者の帳簿書類にて確認。)
認定申請時まで、(*1)のうち租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の適用を受けようとする特定事業用資産の全てを有し、かつ自己の事業の用に供しているか。	取引を記録し、帳簿書類の作成していることについて、確認した方法を記載してください。なお、先代事業者からの贈与前から後継者が既に事業を行っている場合は、区分して経理がされているかどうか確認してください。	はい 【確認方法】 (事業者の帳簿書類にて確認。)
当該事業に係る取引を記録し、かつ帳簿書類の備付けを行っているか（先代事業者からの承継前に既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、当該事業と当該特定事業用資産に係る事業とを区分整理していること）。		はい 【確認方法】 (事業者の帳簿書類にて確認。)

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○特定事業用資産の確認に関して作成する書類（確認書）について

【各資産の種類ごとの確認方法について】

(別紙)特定事業用資産の確認方法について

各特定事業用資産を確認するために
用いた書類にチェックをしてください。

区分	確認方法
特定事業用資産のうち宅地等の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち建物の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち減価償却資産（建物・自動車等・生物・無形減価償却資産を除く）の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 償却資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち自動車・二輪車の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税等課税明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車車検証 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち生物・無形減価償却資産の確認方法	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 対象資産になし

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（土地・建物）

土地、建物の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があることを確認し、所在地等は固定資産税課税明細書等を用いて確認をしてください。なお、贈与年に取得をした土地、建物については、売買契約書、登記事項証明書、帳簿書類等で確認をしてください。

資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。

【特定事業用資産の明細】

施行規則第1条第29項第1号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	面積 (㎡)	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
土地	〇〇県××市…	工場用地	300	25,000,000	固定資産税課税明細書	有・無
施行規則第1条第29項第2号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	延床面積 (㎡)	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
建物	〇〇県××市…	工場	600	10,000,000	固定資産税課税明細書	有・無

土地等を記載してください。

建物を記載してください。

先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載してください。

【固定資産税課税明細書例】

〇〇市 ●●年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書

資産区分	資産の所在地番 土地の用途区分 又は家屋番号	価格(評価額) (円)		特例適用後の評価額 (円)		課税評価額 (円)		税額相当額 (円)	
		課税標準の特例等	課税地目又は家屋の種類	家屋の構造	土地の前年度課税標準額(円)	土地の負担水準 軽減・減免等	(上段)固定資産税 (下段)都市計画税	(上段)固定資産税 (下段)都市計画税	軽減・減免相当額 年税額相当額
土地	●●町△△-×		××××	×××	×××	△△	△△△	□□	□□□
	宅地			▲▲	○○			■	■
家屋	●●町△△-×		×××	×	×	△	△△	□	□□
	△△-×	店舗		鉄筋構造	▲▲			■	■
			～以下余白～						

資産の所在地を確認してください。登記簿上の所在及び地番であり、住居表示と一致するとは限りません。

対象資産の面積について確認してください。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（機械装置・器具備品等）

減価償却資産（建物、自動車・二輪、無形減価償却資産、生物以外）の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があり、かつ、償却資産課税台帳等（建物附属設備が建物の評価に含まれている場合には青色申告決算書のみ）に記載があることを確認してください。

なお、贈与年に取得をした減価償却資産については、売買契約書、納品書、帳簿書類等で確認をしてください。

【特定事業用資産の明細】

減価償却資産（建物以外）を記載してください。

施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について

資産の種類	所在地	資産の名称等	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
機械	〇〇県××市…	工作機械	1台	5,000,000	償却資産課税台帳	有・無
機械	〇〇県××市…	パワーショベル	1台	1,000,000	償却資産課税台帳	有・無
自動車	〇〇県××市…	営業用車両	1台	3,000,000 5,000,000	自動車検査証	有・無
無形減価償却資産	〇〇県××市…	特許権	1件	1,000,000	青色申告書	無

資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。

先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載してください。

個人版事業承継税制を適用しない場合は、「無」を選択してください。

【償却資産課税台帳例】

所有者の氏名又は名称

平成 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	減価償却率	償却額(円)	未償却額(円)	取得の経緯	備考	税制の適用	
												課税標準額	適用の有無
01												1-2	3-4
02												1-2	3-4
03												1-2	3-4
04												1-2	3-4
05												1-2	3-4
06												1-2	3-4
07												1-2	3-4
08												1-2	3-4
09												1-2	3-4
10												1-2	3-4
11												1-2	3-4
12												1-2	3-4
13												1-2	3-4
14												1-2	3-4
15												1-2	3-4
16												1-2	3-4
17												1-2	3-4
18												1-2	3-4
19												1-2	3-4
20												1-2	3-4
小計													

赤枠に相当する欄で資産の種類、資産の名称等、資産の数量を確認してください。

(注)「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

石油系染料を含まないインキを使用しています。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（無形減価償却資産・生物）

無形減価償却資産・生物の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があることを確認してください。

なお、贈与年に取得をした無形減価償却資産・生物については、売買契約書、納品書、帳簿書類等で確認をしてください。

【特定事業用資産の明細】

減価償却資産（建物以外）を記載してください。

施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
機械	〇〇県××市…	工作機械	1台	5,000,000	償却資産課税台帳	有・無
機械	資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。	パワーショベル	先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載してください。		償却資産課税台帳	有・無
自動車		営業用車				自動車検査証
無形減価償却資産	〇〇県××市…	特許権	1件	1,000,000	青色申告決算書	有・無

資産の性質上所在地の記載ができない場合は主たる事務所の所在地を記載してください。

青色申告決算書と併せて確認をした書類を記載してください。（無形減価償却資産のように確認できる他の書類が無い場合等には青色申告決算書）

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（自動車・二輪自動車）

自動車の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があり、かつ、自動車税・軽自動車税の営業税率が適用されている又は営業税率が課税されない自動車にあつては自動車検査表（いわゆる車検証）等で一定の分類番号に該当していること若しくは取得価額が500万円以下の乗用自動車であることを確認してください（詳細は次頁参照）。また、二輪自動車の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があり、かつ、一定の排気量以下であることを確認してください（詳細は次頁参照）。なお、贈与年に取得をした自動車・二輪自動車については、売買契約書、車検証、帳簿書類等で確認をしてください。

【特定事業用資産の明細】

減価償却資産（建物以外）を記載してください。

施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
機械	資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。	工作機械			償却資産課税台帳	有・無
機械		パワーショベル				償却資産課税台帳
自動車	〇〇県××市…	営業用車両	1台	3,000,000(簿価) 5,000,000(取得)	自動車検査証	有・無
無形減価償却資産	〇〇県××市…	特許権	1件	1,000,000	青色申告決算書	有・無

先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載し、自動車については、帳簿価額の下に取得価額も併記してください。

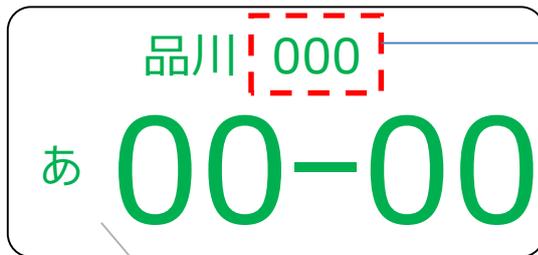
認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○自動車の対象範囲について

特定事業用資産となる自動車は以下の通りです。

- ① 自動車税・軽自動車税につき、**営業用の税率が適用されるもの**
- ② ①以外の自動車のうち、**貨物の運送の用など一定の用途に供される自動車に分類されるもの**
- ③ ①②以上の自動車のうち、**取得価額が500万円以下の乗用自動車**

<普通・小型自動車について>



【①営業税率の確認方法】
 ・営業用の税率が適用されるもの：**緑地に白文字**
 ・それ以外のもの：白地に緑文字

【②の確認方法】
 ナンバープレートの分類番号で、
 下記のいずれかに該当するもの

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ
人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ
貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40～49、60～69、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
散水自動車その他特種の用途に供する普通・小型自動車	8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

<軽自動車について>



【①営業税率の確認方法】
 ・営業用の税率が適用されるもの：**黒地に黄文字**
 ・それ以外のもの：黄地に黒文字

【②の確認方法】
 ナンバープレートの分類番号で、
 下記のいずれかに該当するもの

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する軽自動車	40～49、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
散水自動車その他特種の用途に供する軽自動車	80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

○二輪自動車の対象範囲について

特定事業用資産に該当する二輪自動車は下記の通りです。

- ・原動機付自転車（125cc以下）
- ・軽二輪（250cc以下）

	排気量		
	125 c c 以下	250 c c 以下	250cc超
道路運送車両法の区分	原動機付自転車	軽自動車（二輪）	小型自動車（二輪）
地方税法	軽自動車税	軽自動車税	軽自動車税
個人事業承継税制	対象	対象	対象外

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○自動車の確認書類について

車検証から分類番号、種別、用途等を確認できます。

車検証の分類番号、種別、用途を確認するための画像。赤い枠で「800」、「普通」、「乗用」が強調されている。

分類番号を確認。
 自動車の種別を確認。
 (普通・小型・軽)
 自動車の用途を確認。
 (乗用・乗合・貨物)
 自家用・事業用の別を確認 (自動車税等の税率区分が営業用の場合は「事業用」)。

みほん

○自動車・二輪の区分

道路運送車両法	自動車										原動機付自転車		
	普通	小型	軽自動車		小型特殊			大型特殊					
地方税の区分	自動車税		軽自動車税								軽自動車税		
	営業用	自家用	3輪以上	2輪	4輪以上	3輪	2輪	4輪以上	3輪	2輪	固定資産税	区分なし	
適否	○	△	○	△	×	○	△	△	○	○	△	○	○

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○相続による特定事業用資産の移転に関して確認すべき事項について

【はじめに】

本マニュアルは、経営承継円滑化法第12条第1項の認定の申請を円滑なものにするため、個人事業者を支援する認定支援機関における特定事業用資産等の確認に係る事務のガイドラインを示すものです。認定支援機関の行う事務の要領を参考までに提示するものですので、関係法律、政令、省令の規定等を確認の上、支援対象者における業務の内容、実態など個別具体的事情に沿った十分な検討を踏まえて、確認を行ってください。

【認定支援機関による確認】

「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予制度」の前提となる経営承継円滑化法の認定申請にあたっては、以下の事項につき、認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面（表1）を添付書類として求めています（施行規則第7条第11項第4号（当該規定を準用する場合を含みます。））。

1. 後継者が相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において、先代事業者（生計一親族等を含みます。）が所有し、かつ、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。
2. 後継者が当該特定事業用資産のうち納税猶予制度の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。
3. 後継者は当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行っていること（後継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、承継した事業と当該他の事業とを区分整理していること。）。

次頁以降で、具体的な確認内容について、説明します。

（表1）【特定事業用資産の移転等に係る認定支援機関の確認書】

特定事業用資産の移転に係る認定経営革新等支援機関の確認書					
都道府県知事 殿	年 月 日				
<p>認定経営革新等支援機関名は、●○●様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第8号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、●○●様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。</p>					
	ID番号 所在地 認定経営革新等支援機関名 電話番号 代表者の氏名				
1. 確認を受ける個人事業者について					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">個人事業承継者の氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>個人事業承継者の住所</td> <td></td> </tr> </table>	個人事業承継者の氏名		個人事業承継者の住所		
個人事業承継者の氏名					
個人事業承継者の住所					
2. 特定事業用資産の確認について					
確認内容	確認結果				
先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有していたもの限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、先代事業者が有していた共有持分の全部）（*1）の取得がされているか。	はい <input type="checkbox"/> 贈与契約書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 遺言書 <input type="checkbox"/> その他（ ） いいえ				
上記の確認につき、当該個人事業者に対して、内容を証する方法が確認できたか。	はい 【確認方法】 いいえ				

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○相続による特定事業用資産の移転に関して確認すべき事項について

《認定支援機関における特定事業用資産の確認事項について》

「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予」の前提となる経営承継円滑化法の認定申請にあたっては、以下の事項につき、認定支援機関の確認を受ける必要があります。

1. 後継者が相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において、先代事業者（生計一親族等を含みます。）が所有し、かつ、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。

先代事業者が所有していた特定事業用資産のうち、**承継をしようとする事業の用に供していたものが全て相続等されているか確認**する必要があります。

【確認の方法】

①先代事業者が所有し、事業の用に供していた「**特定事業用資産の明細（表2）**」※を作成していただきます。※複数の事業を有する場合は事業ごとの明細

②認定支援機関は、申請者が作成した特定事業用資産の明細に記載されている特定事業用資産が正確か、記載漏れがないか等を、「**確認方法のチェックシート（表3）**」を用いて、**青色申告決算書、固定資産税課税明細書、償却資産課税台帳等により確認**してください。

③**承継をした事業に係る特定事業用資産の「全て」の移転※が行われているか遺産分割協議書、遺言書、先代事業者及び後継者の帳簿書類等により確認**してください。

※承継をした事業に係る特定事業用資産の「一部」のみ移転をしている場合には、要件を充足しないため認定を受けることができません。なお、特定事業用資産以外の事業用資産（棚卸資産など）については確認をする必要はありません。

（表2）【特定事業用資産の明細】

（別紙）特定事業用資産の明細について						
施行規則第1条第29項第1号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	面積（㎡）	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
施行規則第1条第29項第2号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	延床面積（㎡）	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無

（記載要領）

「施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について」のうち地方税法第341条第4号に規定する償却資産については、同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている事項を記載する。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

(表3) 【確認方法のチェックシート】

3. 確認方法のチェックシート

区分	確認方法
特定事業用資産のうち宅地等の確認方法	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち建物の確認方法	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし

2. 後継者が当該特定事業用資産のうち納税猶予制度の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。

相続等により取得した特定事業用資産のうち、**納税猶予の適用を受けようとする*特定事業用資産の全てを事業の用に供している又はその見込みであるかを確認**する必要があります。

※その事業に係る特定事業用資産の全てを取得する必要がありますが、納税猶予の適用を受けるか否かは各資産ごとに選択することができます。

【確認の方法】

後継者が作成をした帳簿書類及びヒアリング等により確認してください。

3. 後継者は当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行っていること（後継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、承継した事業と当該他の事業とを区分整理していること。）。

後継者は**特定事業用資産に係る事業の取引を記録し、帳簿書類の作成を行っているか確認**する必要があります。

また、**後継者が、既に別事業を行っている場合には、承継した特定事業用資産に係る事業と、当該別事業とを区分して帳簿書類を作成しているか確認**する必要があります。

【確認の方法】

後継者が作成をした帳簿書類及びヒアリング等により確認してください。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○特定事業用資産とは

「**特定事業用資産**」とは、先代事業者の事業※¹の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※^{2, 3}をいいます。また、「**特例事業用資産**」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「**特例受贈事業用資産**」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上、面積制限はありません。

① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

③ 減価償却資産

- ・ 固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）
- ・ 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等
- ・ その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、取得価額500万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

※ 1 **不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。**

※ 2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。

※ 3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。

※ 4 下宿等のように部屋を使用させるとともに食事を供する事業は、不動産貸付業に該当しません。

※ 5 先代事業者の営む事業に従事する使用人の寄宿舍等（先代事業者の親族のみが使用していたものを除く。）の用に供されていた建物及びその敷地の用に供されていた宅地等は、特定事業用資産に該当します。

個人事業者が保有している資産

- ・ 自宅の宅地等、自宅の建物等、預貯金、有価証券、金品 など

うち、事業用資産(事業の用に供されている資産)

- ・ 不動産貸付用の宅地
 - ・ 不動産貸付用の建物
 - ・ 棚卸資産
 - ・ 事業用の預貯金
 - ・ 売掛金 など
- 事業の種類として対象外
- 資産の種類として対象外

うち、**特定事業用資産**

- 事業用の宅地等（400㎡）
- 事業用の建物（800㎡）
- 減価償却資産（固定資産税の課税対象等）

納税猶予の対象

特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けるもの

- 特例事業用資産
- 特例受贈事業用資産

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○特定事業用資産の確認に関して作成する書類（確認書）について

特定事業用資産に関する確認に当たっては、以下の確認書を作成してください。
 なお、確認書のひな型等は中小企業庁ホームページに掲載しております。

特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

都道府県知事 殿

確認をした年月日を記載してください。 → 令和○年○月○日

認定経営革新等支援機関名は、○○○○様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第○号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、○○○○様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

第一種相続:第8号、第二種相続:10号

認定支援機関ID番号
 所在地
 認定経営革新等支援機関名
 電話番号
 代表者の氏名

代表者欄に記入する氏名は、認定支援機関における内部規定等により判断してください。

1. 確認を受ける個人事業者について

個人事業承継者の氏名	
個人事業承継者の住所	

2. 特定事業用資産の確認について

確認内容	先代事業者から特定事業用資産の全てを取得したことを確認した書類を選択してください。	確認結果	
先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有していたものに限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、先代事業者が有していた共有持分の全部）（*1）の取得がされているか。	<input type="checkbox"/> 贈与契約書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input checked="" type="checkbox"/> 遺言書 <input type="checkbox"/> その他()	はい いいえ	
移転した事業用資産が特定事業用資産に該当すること、承継をする事業に係る特定事業用資産の全てを移転していることについて、どのように確認したのか記載をしてください。 また、住宅兼店舗のように、一部の資産が事業用と家事用で併用されている場合は、どのように按分されているかを確認した方法を記載してください(例:事業者からヒアリングにて、建物の1階部分を事業用、2階部分を家事用として利用していると確認した。)。	はい 【確認方法】 (2019年5月15日に訪問し、遺言書及び先代事業者の青色申告書を確認。また、事業用と家事用資産の按分方法を確認)	はい いいえ	
上記の確認につき、当該個人事業者に対して、内容を証する方法が確認できたか。	後継者が取得をした特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産の全てを有しており、自己の事業の用に供していることについて、確認した方法を記載してください。	はい 【確認方法】 (事業者の帳簿書類にて確認。)	はい いいえ
認定申請時まで、(*1)のうち租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の適用を受けようとする特定事業用資産の全てを有し、かつ自己の事業の用に供しているか。	取引を記録し、帳簿書類の作成していることについて、確認した方法を記載してください。なお、先代事業者からの相続前から後継者が既に事業を行っている場合は、区分して経理がされているかどうか確認してください。	はい 【確認方法】 (事業者の帳簿書類にて確認。)	はい いいえ
当該事業に係る取引を記録し、かつ帳簿書類の備付けを行っているか（先代事業者からの承継前に既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、当該事業と当該特定事業用資産に係る事業とを区分整理していること）。		はい 【確認方法】 (事業者の帳簿書類にて確認。)	はい いいえ

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○特定事業用資産の確認に関して作成する書類（確認書）について

【各資産の種類ごとの確認方法について】

(別紙)特定事業用資産の確認方法について

各特定事業用資産を確認するために
用いた書類にチェックをしてください。

区分	確認方法
特定事業用資産のうち宅地等の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち建物の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち減価償却資産（建物・自動車等・生物・無形減価償却資産を除く）の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 償却資産税課税明細書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち自動車・二輪車の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表 <input checked="" type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税等課税明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車車検証 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 対象資産になし
特定事業用資産のうち生物・無形減価償却資産の確認方法	<input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 減価償却費の明細 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 対象資産になし

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（土地・建物）

土地、建物の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があることを確認し、所在地等は固定資産税課税明細書等を用いて確認をしてください。

なお、相続発生年に取得をした土地、建物については、売買契約書、登記事項証明書、帳簿書類等で確認をしてください。

資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。

【特定事業用資産の明細】

施行規則第1条第29項第1号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	面積 (㎡)	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
土地	〇〇県××市…	工場用地	300	25,000,000	固定資産税課税明細書	有・無
施行規則第1条第29項第2号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	延床面積 (㎡)	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
建物	〇〇県××市…	工場	600	10,000,000	固定資産税課税明細書	有・無

土地等を記載してください。

建物を記載してください。

先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載してください。

【固定資産税課税明細書例】

〇〇市 ●●年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書

資産区分	資産の所在地番 土地の用途区分 又は家屋番号	価格(評価額) (円)		特例適用後の評価額 (円)		課税評価額 (円)		税額相当額 (円)	
		課税標準の特例等	課税地目又は家屋の種類	家屋の構造	土地の前年度課税標準額(円)	土地の負担水準 軽減・減免等	軽減・減免相当額 (円)	年税額相当額 (円)	
土地	●●町△△-×		××××	××	△△	△△△	□□	□□□	
		宅地		○△	○△		■	■	
家屋	●●町△△-× △△-×		×××	×	△	△△	□□	□□	
		店舗		鉄筋構造	×	△△	■	■	
		～～以下余白～～							

資産の所在地を確認してください。
登記簿上の所在及び地番であり、
住居表示と一致するとは限りません。

対象資産の面積について確認
してください。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（機械装置・器具備品等）

減価償却資産（建物、自動車・二輪、無形減価償却資産、生物以外）の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があり、かつ、償却資産課税台帳等（建物附属設備が建物の評価に含まれている場合には青色申告決算書のみ）に記載があることを確認してください。

なお、相続発生年に取得をした減価償却資産については、売買契約書、納品書、帳簿書類等で確認をしてください。

【特定事業用資産の明細】

減価償却資産（建物以外）を記載してください。

施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について

資産の種類	所在地	資産の名称等	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
機械	〇〇県××市…	工作機械	1台	5,000,000	償却資産課税台帳	有・無
機械	〇〇県××市…	パワーショベル	1台	1,000,000	償却資産課税台帳	有・無
自動車	〇〇県××市…	営業用車両	1台	3,000,000 5,000,000	自動車検査証	有・無
無形減価償却資産	〇〇県××市…	特許権	1件	1,000,000	青色申告書	無

資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。

先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載してください。

個人版事業承継税制を適用しない場合は、「無」を選択してください。

【償却資産課税台帳例】

所有者の氏名又は名称

平成 年 度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	減価償却率	償却額	残価	(ハ) 事業承継税制の特例コード	課税標準額	償却率	償却額	摘要
01														1-2 3-4
02														1-2 3-4
03														1-2 3-4
04														1-2 3-4
05														1-2 3-4
06														1-2 3-4
07														1-2 3-4
08														1-2 3-4
09														1-2 3-4
10														1-2 3-4
11														1-2 3-4
12														1-2 3-4
13														1-2 3-4
14														1-2 3-4
15														1-2 3-4
16														1-2 3-4
17														1-2 3-4
18														1-2 3-4
19														1-2 3-4
20														1-2 3-4
小計														

赤枠に相当する欄で資産の種類、資産の名称等、資産の数量を確認してください。

(注) 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

石油系顔料を含まないインキを使用しています。

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（無形減価償却資産・生物）

無形減価償却資産・生物の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があることを確認してください。

なお、相続発生年に取得をした無形減価償却資産・生物については、売買契約書、納品書、帳簿書類等で確認をしてください。

【特定事業用資産の明細】

減価償却資産（建物以外）を記載してください。

施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称等	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
機械	〇〇県××市…	工作機械	1台	5,000,000	償却資産課税台帳	有・無
機械	資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。	パワーショベル	先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載してください。		償却資産課税台帳	有・無
自動車		営業用車				自動車検査証
無形減価償却資産	〇〇県××市…	特許権	1件	1,000,000	青色申告決算書	有・無

資産の性質上所在地の記載ができない場合は主たる事務所の所在地を記載してください。

青色申告決算書と併せて確認をした書類を記載してください。（無形減価償却資産のように確認できない他の書類が無い場合等には青色申告決算書）

○「特定事業用資産の明細」の記載方法（自動車・二輪自動車）

自動車の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があり、かつ、自動車税・軽自動車税で営業税率が適用されている又は営業税率が課税されない自動車にあつては自動車検査表（いわゆる車検証）等で一定の分類番号に該当していること若しくは取得価額が500万円以下の乗用自動車であることを確認してください（詳細は次頁参照）。

また、二輪自動車の確認に当たっては、当該資産が先代事業者の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載があり、かつ、一定の排気量以下であることを確認してください（詳細は次頁参照）。なお、相続発生年に取得をした自動車・二輪自動車については、売買契約書、車検証、帳簿書類等で確認をしてください。

【特定事業用資産の明細】

減価償却資産（建物以外）を記載してください。

施行規則第1条第29項第3号に掲げる資産について						
資産の種類	所在地	資産の名称	数量	帳簿価額(円)	確認方法	税制の適用の有無
機械	資産の種類・細目・用途が分かるように記載してください。	工作機械			償却資産課税台帳	有・無
機械		パワーショベル				償却資産課税台帳
自動車	〇〇県××市…	営業用車両	1台	3,000,000(簿価) 5,000,000(取得)	自動車検査証	有・無
無形減価償却資産	〇〇県××市…	特許権	1件	1,000,000	青色申告決算書	有・無

先代事業者の前年の青色申告決算書に記載されている帳簿価額を記載し、自動車については、帳簿価額の下に取得価額も併記してください。

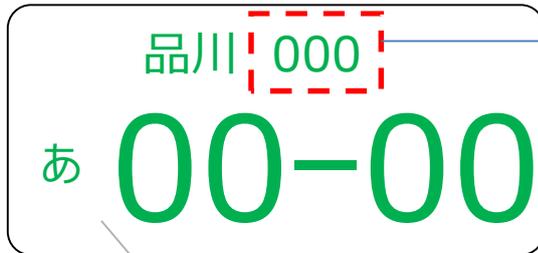
認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○自動車の対象範囲について

特定事業用資産となる自動車は以下の通りです。

- ① 自動車税・軽自動車税につき、**営業用の税率が適用されるもの**
- ② ①以外の自動車のうち、**貨物の運送の用など一定の用途に供される自動車に分類されるもの**
- ③ ①②以外の自動車のうち、**取得価額が500万円以下の乗用自動車**

<普通・小型自動車について>



【①営業税率の確認方法】

- ・営業用の税率が適用されるもの：**緑地に白文字**
- ・それ以外のもの：白地に緑文字

【②の確認方法】

ナンバープレートの分類番号で、下記のいずれかに該当するもの

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ
人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ
貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40～49、60～69、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
散水自動車その他特種の用途に供する普通・小型自動車	8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

<軽自動車について>



【①営業税率の確認方法】

- ・営業用の税率が適用されるもの：**黒地に黄文字**
- ・それ以外のもの：黄地に黒文字

【②の確認方法】

ナンバープレートの分類番号で、下記のいずれかに該当するもの

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する軽自動車	40～49、400～499、600～699、40A～49Z、60A～69Z、4A0～4Z9、6A0～6Z9、4AA～4ZZ、6AA～6ZZ
散水自動車その他特種の用途に供する軽自動車	80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ

○二輪自動車の対象範囲について

特定事業用資産に該当する二輪自動車は下記の通りです。

- ・原動機付自転車（125cc以下）
- ・軽二輪（250cc以下）

	排気量		
	125 c c 以下	250 c c 以下	250cc超
道路運送車両法の区分	原動機付自転車	軽自動車（二輪）	小型自動車（二輪）
地方税法	軽自動車税	軽自動車税	軽自動車税
個人事業承継税制	対象	対象	対象外

認定支援機関における特定事業用資産等の確認について

○自動車の確認書類について

車検証から分類番号、種別、用途等を確認できます。

品川 800 お 1234 平成 29 年 7 月 1 日 普通 乗用 乗用

分類番号を確認。 自動車の種別を確認。(普通・小型・軽) 自動車の用途を確認。(乗用・乗合・貨物)

自家用・事業用の別を確認(自動車税等の税率区分が営業用の場合は「事業用」)。

○自動車・二輪の区分

道路運送車両法	自動車										原動機付自転車		
	普通	小型	軽自動車		小型特殊			大型特殊					
地方税の区分	自動車税		軽自動車税								軽自動車税		
	営業用	自家用	3輪以上	2輪	4輪以上	3輪	2輪	4輪以上	3輪	2輪	固定資産税	区分なし	
適否	○	△	○	△	×	○	△	△	○	○	△	○	○

都道府県庁の担当窓口

都道府県名 郵便番号	部署名 住所	電話番号
北海道 〒060-8588	経済部地域経済局 中小企業課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5331
青森県 〒030-8570	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ 青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9374
岩手県 〒020-8570	商工労働観光部 経営支援課 岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-5544
宮城県 〒980-8570	経済商工観光部 中小企業支援室 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2742
秋田県 〒010-8572	産業労働部 産業政策課 秋田県秋田市山王3丁目1番1号	018-860-2215
山形県 〒990-8570	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室 山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2708
福島県 〒960-8670	商工労働部 経営金融課 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7288
茨城県 〒310-8555	産業戦略部 中小企業課 茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-3560
栃木県 〒320-8501	産業労働観光部 経営支援課 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3173
群馬県 〒371-8570	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3339
埼玉県 〒330-9301	産業労働部 産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3910
千葉県 〒260-8667	商工労働部 経営支援課 千葉県千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2712
東京都 〒163-8001	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4785
神奈川県 〒243-0435	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション) 神奈川県海老名市下今泉705番地1 県立産業技術総合研究所 2階	046-235-5620
新潟県 〒950-8570	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5235
富山県 〒930-8501	商工労働部 地域産業支援課 富山県富山市新総曲輪1番7号	076-444-3248
石川県 〒920-8580	商工労働部 経営支援課 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1522
山梨県 〒400-8501	産業労働部 産業振興課 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1541
長野県 〒380-8570	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係 長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7194
岐阜県 〒500-8570	商工労働部 商業・金融課 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-8389
静岡県 〒420-8601	経済産業部 商工業局 経営支援課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2807
愛知県 〒460-8501	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6332
三重県 〒514-8570	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 三重県津市広明町13番地	059-224-2447

都道府県庁の担当窓口

福井県	産業労働部 創業・経営課（建設業、商業、サービス業等） 産業労働部 産業技術課（製造業等）	0776-20-0367 0776-20-0370
〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	
滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
〒520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	
京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町	
大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
〒559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	
兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	
奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
〒630-8031	奈良県奈良市柏木町129番地1号	
和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	
鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	
島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	
岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
〒703-8278	岡山県岡山市中区古京町1丁目7番36号	
広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
〒730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	
山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
〒753-8501	山口県山口市滝町1番1号	
徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
〒760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	
愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
〒790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	
高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
〒780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	
福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	
佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	
長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
〒850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	
熊本県	商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（製造業以外） 商工労働部 産業振興局 産業支援課（製造業）	096-333-2316 096-333-2319
〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	
大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	
宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
〒880-8501	宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	
鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	

相談窓口等

○税理士

税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会TEL：03-5435-0931（代）<https://www.nichizeiren.or.jp/>

○事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継・引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。

また、後継者探しにお困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。

→各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターの連絡先 <https://shoukei.smrj.go.jp/>

○よろず支援拠点

よろず支援拠点においては、在籍する専門家が事業承継等の相談対応を行うほか、専門性の高い事業承継計画の策定支援等に関しては、事業承継・引継ぎ支援センター等の的確な支援機関への紹介も行っている。

→よろず支援拠点一覧 <https://yoroazu.smrj.go.jp/base/>

本マニュアルは、2022年4月時点において施行されている経営承継円滑化法・同政令・同施行規則を基に記載しております。

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-5803

【中小企業庁ホームページ】

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

【個人版事業承継税制の前提となる認定について】

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm